

# 新型コロナウイルス禍の中での 犯罪対応など

2020年4月10日

## (はじめに) 本稿の目的

本稿は、新型コロナウイルス禍の中で、国際機関や各国当局等が活発な注意喚起をしている、以下の1.~3.につきポイントを記し、4. で参考情報源を紹介することを目的として作成した。なお、本稿の中の意見は、筆者の私見である。

1. サイバー空間で犯罪活動が活発化
2. 「非対面」の重要性
3. 募金活動・現金給付関連
4. このテーマに関する当局等の主な公表サイト (リンク)

## 1. サイバー空間で犯罪活動が活発化

新型コロナウイルス禍の中で、次に例示するような犯罪活動が主にサイバー空間で活発化しており、注意が必要である。

- (1) マスク・消毒用アルコール・防護服等の情報提供や販売を偽装する詐欺
- (2) 投資や募金に関する偽の情報の提供
- (3) ウイルスに怯える人心の隙を狙うフィッシング (情報盗取)
- (4) インサイダートレーディング・相場操縦

こうした犯罪活動は、金融機関をターゲットにすることもあるし、その顧客 (取引先企業や個人) をターゲットにすることもある。

金融機関は、自分自身としても顧客を含めても「新型コロナウイルス禍の二次被害」に遭わないように、注意のための情宣・対策等を迅速かつコストをなるべく節減して展開する必要がある。

―― 金融機関自身については、例えば、次を意識すべきかと考えられる。

- (1)について・・・金融機関自身の備品購入部署等に「新しい調達先候補 (例えばメールでアプローチしてくる先など) については、念入りなチェックを促すこと」が適当。「ビジネスメール詐欺 (BEC)」については、警察庁サイバー犯罪対策プロジェクトの[ビジネスメール詐欺に注意! のページ](#)をご参照ください。
- (2)について・・・金融機関が「詐欺的な募金主体」の募金用口座を提供したりすることが無いように留意する必要 (後述の[3.](#) 参照)。
- (3)について・・・金融機関の役職員が在宅勤務等で自宅にいる時間が長くなり、インターネットや電子メールの利用が増える中で、犯罪者が送るメールに騙されて貴重な情報 (会社・個人両方) を盗取されることが無いように、役職員に対して注意喚起を改めて行うことなどが適当。



金融アドバイザー部  
ディレクター  
水口 毅

日本銀行で総務局 (現企画局)、ロンドン事務所、総裁秘書、業務局、那覇支店長、金融広報中央委員会事務局次長、広島支店長等を歴任した後に退職。米系大手保険会社の役員を経て、2016年から有限責任 あずさ監査法人金融アドバイザー部ディレクター。  
現在はレグテック等を担当。

日銀在職中は、日銀ネットの規程策定・運行管理、[1992年ロンドンIRA爆破テロ](#) (The New York Timesウェブサイト) 被災時の三和銀行・大和銀行業務継続支援、[「国庫金事務の電子化」](#) (日本銀行ウェブサイト) プロジェクトの統括、中央銀行業務のBCP企画 (首都直下・南海トラフ地震・鳥インフルパンデミック想定)、[2009年新型インフルエンザ](#) (国立感染症研究所感染症情報センターウェブサイト) の現場対応 (那覇支店) 等の経験をもつ。

- ―― 組織内の職員間でリモートの会議をする際などは、利用するツールの脆弱性への対応（例えば「[Zoomの脆弱性対応](#)」）についても意識すべき。
- ―― 「顧客が被害にあっていないか」との注意も必要。また、「顧客の誰かが万が一にもこのような犯罪に加担していないか」との観点での注意も必要。

## 2. 「非対面」の重要性

「対面」の金融取引は、相手との意思疎通を行う上での利点も多いものの、新型コロナウイルス感染拡大阻止の観点でみると問題が多い。FATFは「3密」回避を達成して①金融機関自身のため、②顧客等相手先のため、③社会のために、次を推奨している（出典は4. 参照）。

- (1) ネットで完結する新規顧客契約（digital customer onboarding、日本では[犯罪収益移転防止法施行規則](#)6条1項1号ホ、ヘ、ト、ヲ、ワ、カ、3号ハ、ニ、ホ参照）
- (2) 非対面での金融サービス提供
- (3) 金融機関と当局の間でのRegTech、SupTechの活用（注1）

（注1）RegTech（[Regulatory Technology](#)）は、民間金融機関がIT技術を活用して金融規制に対し効率的に対応すること。SupTech（[Supervisory Technology](#)）は、規制当局・法執行機関がIT技術を活用して検査・監督等を高度化・効率化すること。

- ―― (1)に関して最近FATFが金融機関向け指針を公表したDigital Identity（デジタルID）については、こちらの[KPMGウェブサイト（Digital Identity（デジタルID）](#)）を参照。デジタルIDについて、FATFは、「金融機関のCDD対応コストとマネロン・テロ資金供与のリスクの両方を削減する」と指摘している。

## 3. 募金活動・現金給付関連

新型コロナウイルス禍で失業や倒産の危機に瀕する生活困窮者が増える中、政府による現金給付とともに民間NPOによる募金活動等の重要性も非常に高まっている。

金融機関は、寄付金提供者と募金先を結ぶ重要なチャネルである。

こうした中でFATFは、これまで[NPOのテロ資金供与リスクへの対応例](#)を示してきたが、今回、次を強調した。

- (1) NPOのうちテロ資金供与リスクのある先は少ない。FATFはNPOのすべてを高リスク先と分類することを求めている。
- (2) FATF基準は合法で透明性のある金融取引により、正当な資金受取人に資金が届くことの確保を目的としている。マネロン・テロ資金供与のリスクがある地域のすべての金融活動の抑圧を目的とするものではない。
- (3) 金融機関による「募金先の本人確認」は重要である。

- ―― 新型コロナウイルス禍の中で金融機関経営が「非常時モード」になるなか、FATFは低リスク顧客・取引についてはメリハリの効いた「簡易な顧客管理」（SDD）を適用すべきだと指摘している（他方で、FATFは、新型コロナウイルス禍の中で犯罪者の資金洗浄やテロリスト達の資金集めが活発化している可能性があることを意識した警戒の必要も指摘している）。

- ―― 政府による生活困窮者への現金支給の「方法」が各国で注目されている。

それは、次のようなことを背景としている。

- (1) 受給権者の本人確認を市役所や金融機関の窓口で行うこととすると「3密」が発生し、感染拡大を進めてしまう（タイの事例につき、[Nikkei Asian Review記事](#)参照）。
- (2) 「小切手」送付には盗取等のリスクやコストがかかる。
- (3) 不正受給対策を伴う必要がある。

こうした中、米国では「FRBが受給者に「デジタルドル」(注2)を交付すべき」との案が民主党の法案の幾つかあるバージョンの中に登場している(例えば[こちらの米国下院金融サービス委員会が掲載した法案](#))。

(注2)中央銀行デジタル通貨(CBDC)。米国は基軸通貨国であることもあり、CBDCには相対的に消極的な国だとされていたが、最近FRBも研究を進めている(例えば[こちら](#)(FRB「[The Digitalization of Payments and Currency: Some Issues for Consideration](#)」)と[こちら](#)(日経電子版「[デジタル通貨、「ドル防衛」へFRBも独自研究](#)」))。

- ―― 新型コロナウイルス禍下の生活困窮者への現金支給へのCBDCの利用は、おそらく実務的に間に合わないと考えられる。しかしながら、CBDCの利用可能性のひとつを物語るエピソードだと言える(CBDCについてはこちらの[KPMGウェブサイト\(中銀デジタル通貨が銀行等民間事業者に与える影響・機会\)](#)をご参照ください)。

## 4. このテーマに関する当局等の主な公表サイト(リンク)

### 【国際機関、外国】

- ・ インターポール「[Preventing crime and protecting police: INTERPOL's COVID-19 global threat assessment](#) (新型コロナウイルス感染症関連：犯罪阻止と警察組織の自衛)」(4月6日)
- ・ FATF「[COVID-19 and measures to combat illicit financing](#) (新型コロナウイルス感染症(COVID-19)と金融不正対策)」(4月1日)
- ・ BIS「[Covid-19, cash, and the future of payments](#) (新型コロナウイルス感染症と現金と決済の将来)」(4月3日)
- ・ 米国司法省「[Coronavirus \(COVID-19\) \(新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)特集\)](#)」
- ・ 米国財務省FinCEN「[The Financial Crimes Enforcement Network \(FinCEN\) Encourages Financial Institutions to Communicate Concerns Related to the Coronavirus Disease 2019 \(COVID-19\) and to Remain Alert to Related Illicit Financial Activity](#) (FinCENは新型コロナウイルス感染症関連の諸課題の情報共有を推薦するとともに不正な金融取引への警戒を続けることを勧奨)」(3月16日)  
「[Further Information](#) (追加情報)」(4月3日)
- ・ 米国財務省OCC「[Bank Secrecy Act/Anti-Money Laundering: OCC Supports FinCEN's Regulatory Relief and Risk-Based Approach for Financial Institution Compliance in Response to COVID-19](#) (OCCは新型コロナウイルス感染症関連のFinCENの対応を支持する)」(4月7日)
- ・ 米国FTC(連邦取引委員会)「[Coronavirus What the FTC is doing](#) (新型コロナウイルス感染症関連でFTCが行っていること)」
- ・ 米国FDIC(連邦預金保険公社)「[Insured Bank Deposits are Safe; Beware of Potential Scams Using the Agency's Name](#) (被保険預金は安全です/FDICの名を騙る詐欺にご注意をお願いします)」(3月18日)
- ・ 米国Nasdaq「[Nasdaq Warns of Market Manipulation Amid Coronavirus Outbreak](#) (Nasdaq:コロナウイルス感染爆発の中での相場操縦に警戒してください)」(3月23日)
- ・ 英国FCA(金融行為規制機構)「[Avoid coronavirus scams](#) (新型コロナウイルス感染症関連の詐欺に遭わないために)」(3月26日)
- ・ Europol(欧州刑事警察機構)「[How criminals profit from the COVID-19 pandemic](#) (犯罪者達はパンデミックにどのように使うか)」(3月27日)

- ・ EBA (欧州銀行監督機構) [「EBA statement on actions to mitigate financial crime risks in the COVID-19 pandemic \(新型コロナウイルス感染症関連の金融犯罪リスクを低減するための行動に関するEBA声明\)」](#) (3月31日)
- ・ KPMG [「COVID-19 Beware of frauds & scams \(新型コロナウイルス感染症関連の詐欺についての注意喚起\)」](#)

#### 【国内】

- ・ 金融庁 [「新型コロナウイルスに乗じた犯罪にご注意ください」](#)
- ・ 日経電子版 [「空売りの監視強化、麻生金融相 コロナ対策で」](#) (3月24日)
- ・ 全銀協 [「新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください」](#)
- ・ 厚生労働省 [「新型コロナウイルスを題材とした攻撃メールについて」](#)
- ・ 厚生労働省 [「【注意喚起】新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に資する情報提供に関する取組を装った詐欺にご注意ください～調査を装ってクレジットカード番号等を尋ねるものは詐欺です！～」](#) (3月31日)
- ・ 警察庁 [「新型コロナウイルス感染症への対応について」](#) のうち [「新型コロナウイルス感染症の発生に乗じた犯罪等について」](#) の段落
- ・ 消費者庁 [「新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する際に消費者として御注意いただきたいこと」](#) のうち [「7.便乗した悪質商法にご注意! \(国民生活センターのウェブサイトへリンク\)」](#) の段落
- ・ 国民生活センター [「新型コロナウイルス感染症関連」](#)
- ・ NHK [「新型コロナかたる詐欺電話 注意を！」](#) (3月9日)
- ・ 日経BP [「新型コロナ、「便乗」が新たな脅威 便乗詐欺・便乗攻撃が次々現る」](#) (3月31日)
- ・ 日本サイバー犯罪対策センター [「新型コロナウイルスに乗じた犯罪」](#) (2月4日)
- ・ 情報処理推進機構 [「新型コロナウイルスを題材とした攻撃メールの例 \(2020年1月30日追記\)」](#)
- ・ 日本データ通信協会迷惑メール相談センター [「新型コロナウイルスに関するチェーンメッセージ \(チェーンメール\) の相談が多く寄せられています。」](#)

#### 感染症関連の主な参考文献等

1. 疫病と世界史、ウィリアム・H・マクニール著、中公文庫、2017年
2. 暴力と不平等の人類史：戦争・革命・崩壊・疫病、ウォルター シャイデル著、東洋経済新報社、2019年
3. 銃・病原菌・鉄 1万3000年にわたる人類史の謎、ジャレド・ダイヤモンド著、草思社文庫、2012年
4. サビエンス全史 文明の構造と人類の幸福、ユヴァル・ノア・ハラリ著、河出書房新社、2016年
5. 感染症と文明—共生への道、山本太郎著、岩波新書、2011年
6. ハイチいのちとの闘い—日本人医師の300日、山本太郎著、昭和堂、2008年
7. パンデミックとたたかう、押谷仁、瀬名秀明著、岩波新書、2009年
8. 世界を救った医師—SARSと闘い死んだカルロ・ウルバニの27日、NHK報道局「カルロ・ウルバニ」取材班著、日本放送出版協会、2004年
9. 史上最悪のウイルス—そいつは、中国奥地から世界に広がる、カール・タロウ・グリーンフェルド著、文藝春秋、2007年
10. ホットゾーン エボラ・ウイルス制圧に命を懸けた人々、リチャード・プレストン著、飛鳥新社、2014年
11. (映画) アウトブレイク、1995年
12. 流行性感冒 「スペイン風邪」大流行の記録、内務省衛生局編、東洋文庫、2008年
13. 破壊する創造者 ウイルスがヒトを進化させた、フランク・ライアン著、早川書房、2011年
14. カミング・ブレイグ 迫りくる病原体の恐怖、ローリー・ギャレット著、河出書房新社、2000年
15. ペスト、カミュ著、新潮文庫、1969年
16. ペストの記憶 ダニエル・デュフォー著、研究社、2017年
17. デカメロン、ジョヴァンニ・ボッカッチョ著、河出文庫、2017年

以上

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

[home.kpmg/jp/regtech](https://home.kpmg/jp/regtech)

[regtech@jp.kpmg.com](mailto:regtech@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.